

第3章 計画の目標

1. 望ましい環境像

望ましい環境像とは、私たちが望み思い描いている胎内市の環境の将来ビジョンです。

本市は、飯豊連峰や櫛形山脈、白砂青松の海岸線など豊かな自然を有しています。このような豊かな自然のなかで歴史・文化が形成され、人々の暮らしが根付いてきました。

本計画策定にあたり実施した「市民・事業者意識調査」の調査結果によると、多くの市民が本市の有する自然環境のきれいさ・豊かさ、閑静な暮らしに満足しています。しかし、一方でポイ捨て等のごみ問題や外来種問題、鳥獣被害、老朽空き家といった、環境や景観へ悪影響を及ぼす問題が散見されており、美しく豊かな環境を将来世代に引き継いでいくためには、こうした問題の解決に向かって人々が協働することが必要になってきます。

また、近年では SDGs をはじめ、持続可能な社会の形成に向けた様々な取組が浸透してきており、私たちが直面している環境課題を持続可能な形で解決するための仕組み、将来世代へ良好な環境資源を継承していくことを、1人1人が考え活動していかななくてはなりません。

そこで、第二次胎内市環境基本計画においても、「望ましい環境像」として、「未来へ繋ぐこの奇跡よどみない美しい環境を守り ともに育てていくまち「胎内」」を継承し、市民への浸透を図るとともに、その実現に向けた環境施策の更なる推進を図ります。

2. 計画の基本的目標と施策の方向性

望ましい環境像の実現に向けて、次の5つの基本目標を設定します。

望ましい環境像 未来へ繋ぐこの奇跡 よどみない美しい環境を守り ともに育てていくまち「胎内」

基本目標1 水と緑に恵まれた自然と共生するまち ～自然環境～

基本目標2 よどみなく美しい環境を守り育てるまち ～生活環境～

基本目標3 快適で安全・安心な生活が送れるまち ～社会環境～

基本目標4 地球環境を考え、その保全を考え貢献するまち
～地球環境～

基本目標5 市民・事業者・市が協力し、環境保全を継承するまち
～参加行動～

基本目標1 水と緑に恵まれた自然と共生するまち ～自然環境～

(1) 施策の方向性

胎内市の豊かな自然は、胎内川などの清浄な水や、飯豊連峰や櫛形山脈の森林、白砂青松の海岸線と日本海に沈む美しい夕日などに代表されます。このような豊かな自然は、野生動植物などにみられる多様な生態系を支えてきました。

この豊かな自然を守っていくために、山岳地から身近な里山まで広がる森林の植生及び河川・海岸の植生を維持するとともに、開発や未整備により荒廃した森林の復元と再生を図り、また、森林や水辺に生息・生育する野生の動植物を保護し、次の世代に引き継いでいく必要があります。

以上のような観点から、次の個別目標を設定します。

個別目標1 白砂青松・自然公園の保全

個別目標2 森林整備と植生の保全

個別目標3 水辺環境の保全

個別目標4 野生動植物との共生

(2) 10年後の姿

- ◇ 市民の多くが自然と共生し、自然の恩恵を受けて生活しています。
- ◇ 美しく豊かな山・川・海が多くの人を惹きつけています。
- ◇ 白砂青松やはまなすの丘展望台、自然公園等の植生が貴重な観光資源となっています。
- ◇ イバラトミヨ等の希少種を含め、胎内でもとから生息・生育する動植物に市民が理解を深め、保全・保護活動を行っています。

基本目標2 よどみなく美しい環境を守り育てるまち ～生活環境～

(1) 施策の方向性

胎内市の生活環境を保全するためには、私達を取り巻く様々な環境負荷から市民生活を守ることを第一として、さらには美しい自然環境への悪影響を取り除くことまでを考えていく必要があります。

したがって、市民の暮らしや産業活動により影響される環境負荷を最小限に抑え、胎内川や中小河川、農業用水などの水質保全に努めるとともに、大気や土壌・地下水の保全を図り、安全・安心な生活環境づくりを図る必要があります。

また、本市の生活環境を悪化させている要因として、ごみの不法投棄やポイ捨て、ペットの飼育マナーの不徹底、空き地・空き家問題などがあるほか、畜産系の事業所からの臭気も問題視されており、根本的な解決が望まれています。さらに、ごみの問題に関しては、食品ロスなどのごみを減らし、再使用・再生利用する3Rの取組や、適正な処理を通じて、循環型地域社会の形成を図っていくこととします。

以上のような観点から、次の個別目標を設定します。

- | | |
|-------|--------------|
| 個別目標5 | 環境公害の監視・対応 |
| 個別目標6 | 環境美化の推進 |
| 個別目標7 | 循環型地域社会の形成促進 |

(2) 10年後の姿

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">◇ 環境への負荷の少ない生活や環境への影響に十分配慮された企業活動が地域内に浸透しています。◇ ごみに対するマナーが向上し、不法投棄が撲滅され、人々の自発的な環境美化活動が浸透しています。◇ 空き地・空き家の適正管理により美しい居住環境が形成されています。◇ ゼロエミッションを目指した資源循環型社会が実現しています。 |
|--|

基本目標3 快適で安全・安心な生活が送れるまち ～社会環境～

(1) 施策の方向性

市民一人ひとりにとって快適で安全・安心な環境が維持されるためには、人々の暮らしに基づいた適切な社会環境の整備を行うことが不可欠です。田畑や山林が面積の多くを占める農村では、農地や山地の適切な管理・運用や、農地に危害を及ぼす有害鳥獣への対策が人々の快適な暮らしに直結してきます。一方、人口が集中する都市空間では、目にも美しく、住みやすい生活空間の確保や、豪雨災害等の災害に強い強靱なまちづくりを推進することが必要になります。

また、市内には、広大な荘園として知られる奥山荘をはじめ、数多くの歴史的資源や文化財など、歴史景観等を通じて、胎内の歴史・文化の薫る町並みを形成することが求められています。

以上のような観点から、次の個別目標を設定します。

個別目標 8 農村環境の保全

個別目標 9 都市空間の整備

個別目標 10 歴史・文化の継承

(2) 10年後の姿

- ◇ 農地が適切に管理され、美しい農村環境・景観が維持されています。
- ◇ 農地の有害鳥獣被害が抑制され、安心安全な営農活動が行われています。
- ◇ 魅力ある街のたたずまいや景観がまちの資産となっています。
- ◇ 多くの市民が緑豊かな公園や広場を利用し、安心・安全で健康的な生活が確保されています。
- ◇ 豪雨等の災害に見舞われても、良好な社会生活が守られる強靱なまちが形成されています。
- ◇ 歴史・文化に触れることを通じて、多くの市民が郷土への関心や愛着を深めています。
- ◇ 歴史・文化に関心を持つ市民による自主的な取組が生涯学習活動や地域活性化につながっています。

基本目標4 地球環境を考え、その保全を考え貢献するまち ～地球環境～

(1) 施策の方向性

地球温暖化の進行が原因となり、世界の各地で気候変動による異常気象や気象災害が多発しています。地球温暖化は、人間活動がその要因の一つとされており、現代に生きる私たちだけではなく、将来の世代にわたって取り組んでいかなければいけない問題です。私たちは、地球温暖化問題に対し、気候変動そのものを抑える「緩和策」とともに、気候変動に関連する災害等の被害を最小限に抑える「適応策」を進めていくことが不可欠です。

また、地球温暖化問題や海洋汚染問題のような世界規模の諸問題は、国際社会が協力して取り組む必要があります。SDGsといった国際的な共通目標の達成に向け、各々が取組に協力し貢献することが求められます。

以上のような観点から、次の個別目標を設定します。

- | | |
|---------|-----------------|
| 個別目標 11 | 地球温暖化対策の推進 |
| 個別目標 12 | 海洋汚染防止に向けた取組の推進 |
| 個別目標 13 | 国際的取組への協力 |

(2) 10年後の姿

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">◇ 地域において省エネルギーの推進と併せて、再生可能エネルギーの導入が進み、温室効果ガスの排出量が着実に減少しています。◇ 市内からの海洋汚染物質の流出が抑制され、市域に清浄で美しい海が形成されています。◇ SDGsの達成に向けた取組が推進され、国際的取組に貢献しています。 |
|---|

基本目標5 市民・事業者・市が協力し、環境保全を継承するまち ～参加行動～

(1) 施策の方向性

環境の保全・再生に取り組むためには、環境の現状を理解し、環境に関する意識を変えていくことが大切です。そのためには、市民・事業者・市による協働体制を確立し、それぞれが環境教育や環境学習などを通じて環境の現状・取組についての理解を深め、良好な環境を次世代に引き継ぐため、積極的に活動していく必要があります。また、活動の周知や情報提供により、多くの市民・事業者へ協力を仰ぐことが大切です。

以上のような観点から、次の個別目標を設定します。

個別目標 14 協働体制の確立

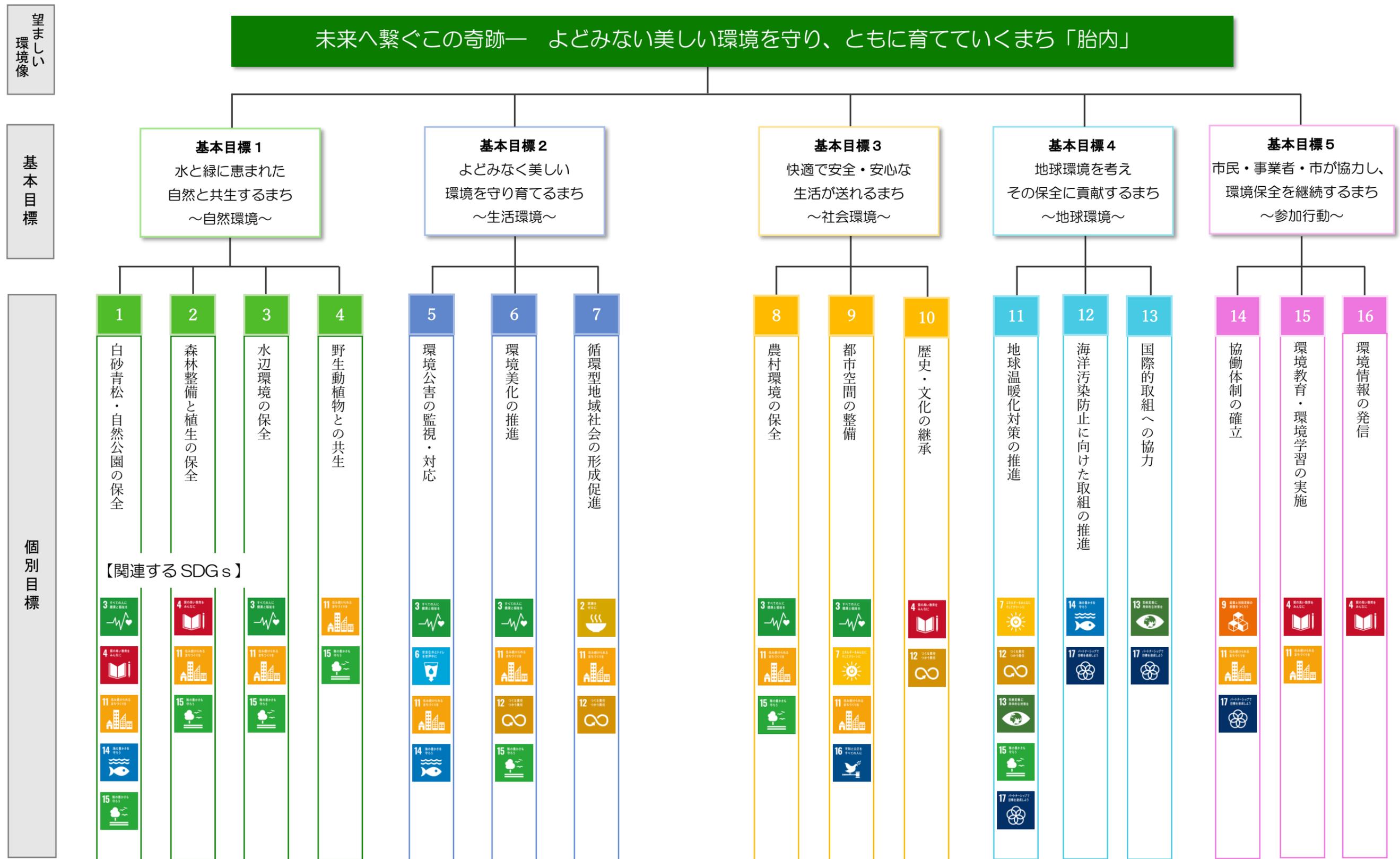
個別目標 15 環境教育・環境学習の実施

個別目標 16 環境情報の発信

(2) 10年後の姿

- ◇ 行政だけでなく地域の課題を自分事として捉える市民や企業が、それぞれの持つ力を活かしてまちづくりに取り組んでいます。
- ◇ まちづくりに関わる多様な主体と協働の成果として、地域の課題解決が進んでいます。
- ◇ 自分で考え学び、郷土への愛着と誇りを持ち、ふるさとと日本の将来に貢献できるようなたくましい人材が育っています。
- ◇ 日常的に市民の間で様々な町の情報が共有され、相互の情報交流が行われています。

3. 計画の体系



第4章 計画の具体的な展開

4-1 市の施策の具体的な展開

基本目標1 水と緑に恵まれた自然と共生するまち ～自然環境～

個別目標1 白砂青松・自然公園の保全

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none">● 海岸部では、海岸浸食や松くい虫被害の対策を進め白砂青松の景観の保全と再生を進めてきました。● 市内には国立公園（磐梯朝日）が1つ、県立自然公園（胎内二王子）が1つ、自然環境保全地域が2つあり、指定を受けているエリアにおける開発行為等の制限をしてきました。● 県の自然環境保全地域として、ハマナス等の貴重な海岸砂丘植生を擁する桃崎浜とハンノキの自生地、ミズバショウの大群生落を擁する宮久の2カ所が指定を受けています。● 自然公園区域とその周辺の大部分、海岸部の松林一帯が保安林の指定を受けています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none">● 海岸清掃等の海岸美化活動に、市民の約2割、事業者の約4割が参加・協力をしています。● 「森や川などの自然の豊かさ」や「自然との触れ合いの場所が多い」ことに、市民の6割以上が満足しています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none">● 松くい虫被害に強い松の植樹数は、目標数を大きく上回りました。● 民間団体等が主催し、多くの海岸美化活動が実施されています。
課題	<ul style="list-style-type: none">● 民間団体等主導での海岸美化活動が定着しつつあり、このような取組を継続・発展させる必要があります。● 国立公園等に指定されるような豊かな自然を次世代に引き継ぐために、自然環境の保全・管理を継続して取り組む必要があります。● 自然環境を守り、適切に維持管理していくためには、山・川・海の恵みを市民が実感し、豊かな自然をまちの魅力として活用することが重要です。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 美しい海岸地形の保全

◇ 県と連携した護岸工事等の海岸の浸食対策を行います。

取組の方針2 松枯れ防止と松林の保全

- ◇ 松くい虫の防除事業を継続することと併せて、松くい虫に強い松の植林を実施します。
- ◇ 白砂青松の景観の保全と再生に向けて、県や市民団体、企業と連携して松くい虫防除活動や植林、下刈り等、海岸部の適切な維持管理に取り組みます。
- ◇ 県と連携した飛砂防備保安林、保健保安林の間伐、植林等を継続します。

取組の方針3 貴重な海浜植物の保護・利用

◇ 地域住民と連携して、ハマナス等の貴重な海浜植物の保護対策を講じるとともに、海浜植物とふれあい、学べる場としての活用を図ります。

取組の方針4 自然公園の保全・管理

- ◇ 関係機関と連携して、自然公園区域や自然環境保全地域、保安林等の自然環境の適切な管理を推進します。
- ◇ 国や県、その他の関係機関と連携して、自然公園区域や自然環境保全地域等において自然学習や観光に資する散策路や観察小屋、ベンチ、トイレ等の環境整備に取り組みます。
- ◇ 自然体験施設や環境学習施設、周辺の公園の維持管理と魅力の向上を図ります。
- ◇ 関係機関と連携して山林や河川、海岸の適切な維持管理や保全施設等の整備を実施し、自然の荒廃を要因とする災害等の被害拡大を抑制します。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2029年度)
森林病虫害被害本数	770本	300本
市民団体等による海岸美化活動	14回/年	20回/年

個別目標2 森林整備と植生の保全

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市は豊かな地形・地質に由来した多様な植生をもつ広大な森林を有しています。 ● 近年は林家数や保有山林面積に大きな変化は見られません。 ● 人の手が入らないことによる山林の荒廃が進行しています。 ● 水源かん養や土砂災害等の防備、生活環境の保全・形成といった公益上重要な林地では、保安林の指定を受けて立木の伐採等を制限してきました。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの市民・事業者が水源かん養や災害防止などのための森林の適切な育成・管理を今後重点的に進めるべき施策と回答しています。 ● 市民の4割以上が身のまわりで荒廃した山林を見かけると回答しています。 ● 森林の整備活動に参加・協力している市民・事業者は2割以下となっています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 「企業の森」設置数は、企業のCSR活動の普及により増加傾向にあるものの、目標値を下回っています。 ● 間伐実施面積は、間伐に掛かる費用の補助に依存し、かつ間伐材の需要が拡大しない状況もあり、目標値を大きく下回っています。 ● 森林ボランティア活動件数は、目標を大きく下回っており、件数の変動もありません。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 山林の荒廃を防止し良好な森林環境を維持していくために、森林を適切に育成・管理することが求められています。 ● 水源かん養機能の維持や土砂災害の防止等の観点から公益上重要な林地を保全・活用する必要があります。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 櫛形山脈や里山における森林の適正管理

- ◇ 環境譲与税等を活用した市有林の間伐を進めます。
- ◇ 民有林の森林整備を支援します。
- ◇ 木材の「地産地消」を推進します。
- ◇ 「企業の森」設置活動を支援します。

取組の方針2 森林の多面的機能の保全・活用

- ◇ 二酸化炭素吸収源や水源かん養機能として、森林保護対策を推進します。
- ◇ 森林火災や土砂災害等の山地災害に対して、未然防止対策を講じます。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2029年度)
間伐実施面積	11.1ha	30.0ha
「企業の森」設置数	8カ所	10カ所

個別目標3 水辺環境の保全

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川堤防における草刈等は年1回実施され、また、住みよい郷土づくり協議会による河川環境パトロールが実施されています。 ● ホタルのすむ水辺づくりの活動、イバラトミヨや水芭蕉などの保全活動を住民主体で取り組んでいます。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの市民・事業者が河川や湧水などの水辺環境の保全を今後重点的に進めるべき施策であると回答しています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小河川周辺の清掃活動実施回数は、年1回に留まっており、目標の実施回数を下回っています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川及びその周辺における快適な親水空間を形成・維持するために、清掃活動や草刈等の活動を支援・促進させていく必要があります。 ● 豊かな水辺の生態系を守り、次世代に渡って親しむために、活動団体や企業等と協力した水辺の生態系の保全活動を継続する必要があります。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 水辺の生態系の保全

- ◇ 小河川における寄り洲、瀬や淵の形成など、水辺生態系の野生動植物の生息・生育環境及び自然景観に配慮した河川環境を整備します。
- ◇ 関係機関と連携して、河川ののり面の草刈を継続的に実施することで、河川周辺の自然環境の保全や河川景観の向上を図ります。
- ◇ 不法投棄が河川周辺に多いことから、住みよいまちづくり郷土づくり協議会等の市民団体と連携しながら河川環境パトロール等を行います。

取組の方針2 湧水環境の保全

- ◇ 市民団体等と連携して、イバラトミヨ等の湧水環境に依存する水質のきれいな場所に生息・生育する動植物の保全活動を推進します。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2029年度)
水辺の保全活動実施団体数	団体	団体
堤防の草刈や清掃活動への参加率 (意識調査)	25.1%	30.0%

個別目標4 野生動植物との共生

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市は、イバラトミヨやギフチョウ、ヒメシヤガやユキグニカンアオイなどの希少種を含めた多様で豊かな生態系を有しています。 ● ウシガエルやアメリカザリガニ、オオハンゴンソウなど、繁殖力の強い外来生物が市内における分布を拡大させ、在来の野生動植物の生息が脅かされています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の約半数がウシガエルやセイタイカアワダチソウなどの外来生物を身のまわりで見かけると回答しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 多種多様な動植物が生息・生育する豊かな生態系を維持するため、人々による自然環境への適切な働きかけを継続・発展させていく必要があります。 ● 在来の野生動植物の生息・生育地を守るために、外来生物の駆除や遺棄防止を行う必要があります。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 貴重な野生動植物の保全・保護

- ◇ 市民団体等による貴重な野生動植物の保全活動を支援します。
- ◇ イバラトミヨ等の希少な野生動植物について、市民団体等と協力し生息・生育環境を保全します。

取組の方針2 身近な野生動植物の生息・生育環境の保全

- ◇ 関係機関と連携して、自然公園区域や自然環境保全地域、保安林等に生息する貴重な動植物と、その生息・生育環境の保全等を図ります。

取組の方針3 外来生物対策の推進

- ◇ 市内に生息・生育する貴重種や外来種について、市民、事業者と情報を共有し、適切な保護、保全あるいは駆除・防除を推進します。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2029 年度)
広報紙や SNS による外来種防除及び希少種の紹介件数	0 件	5 件

基本目標2 よどみなく美しい環境を守り育てるまち ～生活環境～

個別目標5 環境公害の監視・対応

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none">● 県や関係機関と連携して大気、水質、土壌、騒音の常時観測を行っています。● 大気について、光化学オキシダントやPM2.5は、空气中濃度が環境基準値を超える日が観測されています。● 工場排水による河川水質の汚染状況の監視を目的とした観測補助点で、生物化学的酸素要求量（BOD）の基準値超過が見られています。● 海域の水質汚染を観測する補助点で、化学的酸素用橋梁（COD）の基準値超過が見られました。● 公共用水域の水質保全のため、トイレ及び生活排水設備の下水道または浄化槽への接続の推進、浄化槽設置に対する補助金の交付や下水道施設の点検・修繕・更新を行っています。● 市内の汚水処理人口普及率は合併処理浄化槽を含めるとほぼ100%を達成し、家庭排水の水洗化工事は常に可能になっています。● し尿及び下水を処理する施設を新設し、長期的に安定した汚水の処理を実施しています。● 地下水について、市内では砒素とテトラクロロエチレンの基準値超過が1地点ずつ検出され、超過地点では汚染物質の除染作業や継続したモニタリングが行われています。● 自動車騒音については、すべての観測地点で環境基準が達成されています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none">● 市民のほとんどが空気のきれいさに満足しています。● 多くの事業者は、自動車や工場などからの排ガスによる大気汚染の防止対策を今後重点的に進めるべき施策と回答しています。● 市民は川の水のきれいさに約7割が満足しているものの、約3割が不満に感じています。● 市民のほとんどが工場などの騒音の無い静かな環境に満足感を得ています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none">● 悪臭に対する苦情件数は、減少傾向にあるものの目標件数を下回っています。● 汚水処理人口普及率は増加傾向にありますが、目標値を下回っています。● 地下水の水質が環境基準を超過している2地点に対し、除染等により改善が図られてきましたが目標の達成には至っていません。● 騒音・振動に関する苦情はなく、目標を達成しています。
課題	<ul style="list-style-type: none">● 空気のきれいさを次世代に渡り感じることができるよう、大気汚染に対する継続的な監視を行っていく必要があります。● 野焼き等の不法焼却や畜産による悪臭発生に対応するために、継続的な監視・指導を行っていく必要があります。● 水質汚濁及び土壌汚染を未然に防止するため、継続的な監視を行う必要があります。● 河川、海域及び地下水の水質改善に向けて、市民や事業所の環境公害に対する意識向上を図る啓発活動を進めることが重要です。● 環境保全のため、公共下水道や農業集落排水への接続推進等を図る必要があります。● 自動車騒音がない閑静な生活環境を維持するために、継続的な騒音の監視を行う必要があります。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 大気汚染の防止

- ◇ 県や関係機関と連携して大気汚染物質の排出にかかる監視等を継続して実施します。
- ◇ 大気汚染の原因となるガスや光化学オキシダントを排出する工場や事業所に対し、監視指導を強化します。
- ◇ 大気汚染物質を排出が少ない次世代自動車に関する情報を提供します。

取組の方針2 畜産事業所等からの臭気低減

- ◇ 畜産事業所等からの臭気低減策を促すとともに、築地・乙地区の地域環境衛生協議会と連携して臭気低減に取り組みます。
- ◇ 悪臭防止法に基づき、工場や事業所から発生する悪臭の規制を図ります。

取組の方針3 水質汚濁の防止

- ◇ 県や関係機関と連携して新たな汚染の防止に向けた事業所等への監督・指導を実施します。
- ◇ 湧水や上水道水源地周辺での定期的なパトロールや監視を行います。

取組の方針4 下水道設備等による生活雑排水の浄化

- ◇ 下水道普及率及び水洗化率を向上させます。
- ◇ 下水道への接続と正しい利用に関する啓発を進めるとともに、補助制度等の活用をPRし、接続率の向上を図ります。

取組の方針5 土壌汚染の防止

- ◇ 土壌汚染の継続的な実態把握に努めるとともに、新たな土壌汚染の発生防止対策を推進します。

取組の方針6 地下水の監視体制の強化

- ◇ 地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下防止のために、継続的な監視を行い、発生した場合の早期対策を図ります。

取組の方針7 騒音・振動対策の推進

- ◇ 騒音・振動被害の未然防止に向けて騒音・振動測定を継続的に実施します。
- ◇ 低周波や電磁波等の影響についても、注視しています。
- ◇ 地域で発生した騒音・振動が規制値内であっても、それにより明らかな環境ストレスが生じているような場合には、可能な対策を講じます。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2029 年度)
畜産臭気基準を超過した事業場の割合	57%	減少させる
河川の BOD の環境基準達成率	100%	100%
下水道接続率	81.8%	87.8%
地下水水質の環境基準値超過地点数	3 ヲ所	0 ヲ所
騒音・騒音の環境基準値超過地点数	2 件/年	0 件/年

個別目標6 環境美化の推進

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none">● 市民や市内事業所との協働による身近な環境の美化を推進しているほか、海岸や河川等の環境パトロールを実施して不法投棄や野焼き焼却の防止に努めています。● 増加する空き地・空き家が市街地環境に悪影響を及ぼすことがないように、「胎内市空き家等対策計画」に基づき対応を進めています。● 市民・事業者等による自発的な環境美化活動が行われています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none">● 市民・事業者はともに、不法投棄・ポイ捨ての防止対策や、空き地・空き家の適切な管理を今後重点的に進めるべきと回答しています。● 市民・事業者はともに積極的に環境美化活動への参加・協力しています。● 多くの事業者が市民・市と連携した環境保全活動の実施を求めています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none">● 不法投棄件数は減少しているものの、目標値を下回っています。● 環境美化活動の参加者数は、活動回数の変動もあり、目標値を下回っています。
課題	<ul style="list-style-type: none">● 不法投棄・ポイ捨ての発生防止に向けて、防止対策を推進し、さらに強化していく必要があります。● 管理不全の空き地・空き家の増加による不法投棄、不法侵入及び放火の恐れがある等、防犯・防災機能の低下や衛生環境の悪化が懸念されることから対策が必要です。● 市民や市と協働した環境保全活動を希望する事業者に対し、環境美化活動を実施する場と機会を創出する必要があります。● ペットの散歩中のフン処理の徹底など、ペットの飼育に関するマナーを向上させることにより、生活環境の悪化防止を図る必要があります。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 ごみの不法投棄・ポイ捨て防止対策の推進

- ◇ 胎内市住みよい郷土づくり協議会や地域の子ども会、老人クラブ、各集落や社会福祉協議会等との協働によりクリーン作戦やパトロールの実施、不法投棄防止看板の設置を推進します。
- ◇ 市民団体や各自治体等と連携した不法投棄パトロールを実施し、発見した場合には警察等を連携して指導等を行います。
- ◇ 不法投棄が頻発する箇所の把握を行ったうえで、状況に応じて柵・フェンス等による防止対策を施すとともに、不法投棄の再発防止のため、看板等を用いて注意を喚起します。

取組の方針2 空き地・空き家に関する対策の推進

- ◇ 空き家や空き地を増やさないための方策を胎内市空き家等対策計画により「予防・適正管理の推進」、「空き家等利活用の推進」、「特定空き家等に対する措置」を基本方とし、適正な管理の推進と空き家等の利活用の促進といった施策を確実に実施します。
- ◇ 適切な管理が行われていない空き家等が、地域の防災、防犯、衛生及び景観等に深刻な影響を及ぼす前に、実態把握に努め、生活環境の保全、空き家等の活用策等を推進し、その状態が長期化することのないように利活用を働きかける。

取組の方針3 地域ぐるみの美化活動の促進

- ◇ 地域住民や事業者による美化活動を支援します。
- ◇ 次世代を担う子どもたちが、生活に大切な自然や水などが美化活動によって守られることを学ぶ機会の創出を図ります。

取組の方針4 ペットの飼育マナーの向上

- ◇ ペットの散歩中のフン処理や、多頭飼育や野良猫への餌やりの防止等、市民のペットの飼育マナー向上に努めます。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2029年度)
不法投棄の発生件数	14件/年	減少させる
老朽危険空き家の戸数		減少させる
地域の清掃活動への参加割合 (意識調査)	41%	50%

個別目標7 循環型地域社会の形成促進

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none">● 一般家庭や事業所から排出される廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ってきました。また、廃棄物の減量や資源化に向けて、指定のゴミ袋の導入や資源ごみの分別・収集に取り組むとともに、資源ごみ回収に対する奨励金の交付や生ごみ処理機（コンポスト）の設置に対して助成してきました。● 家庭系ごみは人口減少に伴い微減傾向、事業系ごみは事業所の増加に伴い微増傾向にあります。また、使用済み小型家電の回収場所を新たに設置する等の対策により、リサイクル率は向上しています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none">● 多くの市民・事業者がごみの減量化や再利用、再資源化に協力しています。● 市民・事業者ともにごみの分別の徹底や、食品ロス削減の推進を今後重点的に進めるべきと回答しています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none">● 市民一人あたりのゴミの年間排出量は目標値を達成しています。また、リサイクル率は上昇傾向にあり、目標値を達成しています。
課題	<ul style="list-style-type: none">● 市民・事業者からのごみの分別の徹底を求める声に応えるため、廃棄物の削減対策及び分別マナーの改善等を積極的に行う必要があります。● 食品ロスの削減の推進が求める声に応えるため、食品ロスの減量化に向けた意識啓発等を行う必要があります。● 国の第2次循環型社会形成推進基本計画が実行されたことを受け、プラスチックの資源循環を総合的に推進することが求められています。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 廃棄物の適正処理の推進

- ◇ 関係市町村と協力した廃棄物の適正処理を継続します。
- ◇ ごみ回収時の市民の負担軽減のため、ごみステーションの設置個所の拡大を図ります。

取組の方針2 廃棄物の減量化とリサイクルの推進

- ◇ 地域における廃棄物の減量化を支援します。
- ◇ 一般廃棄物、産業廃棄物の再資源化（リサイクル）を促進します。
- ◇ プラスチックごみ等の再資源化により資源循環を推進します。

取組の方針3 食品ロスの削減に向けた取組の推進

- ◇ 食べ残しゼロを目指す「30・10運動」やドギーバック（折詰め）の利用を推進するなど、食品ロスの削減に向けた市民運動を推進します。

取組の方針4 市民、事業者への啓発

- ◇ ごみ処理やリサイクルについての情報を提供します。
- ◇ ものを大切に、資源循環に向けた行動を育む教育を実践していきます。
- ◇ 5R（拒否（Refuse）、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、修理（Repair）、再生利用（Recycle））を理念としたゴミの減量資源化に向けて市民等への啓発を一層推進します。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2029年度)
一人当たりごみ総排出量	1,076g/人・日	g/人・日
一人当たりごみ排出量（家庭系ごみ）	664g/人・日	620g/人・日
リサイクル率（家庭系ごみ）	16.4%	%

基本目標3 快速で安全・安心な生活が送れるまち ～社会環境～

個別目標8 農村環境の保全

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none">● 近年は経営耕地面積の減少が見られず、約 4,000ha で推移しています。● 洪水や土砂崩れの防止、美しい風景の形成、中山間地域での生産活動の維持、環境保全型農業の推進といった農地の多面的機能を維持することを目的に、協働活動に対する支援を行ってきました。● 中山間地域では高齢化が深刻化しており、空き地・空き家が増加しています。● 有害鳥獣による農作物被害は、農産物の収量低下や鳥獣対策費の増加を招き、特に被害の多い中山間地域では農業者の営農意識が低下しています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none">● 市民の約半数が身のまわりでの耕作放棄地の増加を認識しています。● 市民の約4割が身のまわりで山村の荒廃を認識しています。● 約3割の市民がサル等による農作物への被害を身のまわりで見かけると回答しています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none">● 遊休農地面積（農振農用地）は減少し、目標値を達成しています。● 有害鳥獣による被害件数は、防護柵や捕獲等の対策により 2010 年度から減少しているものの、目標の達成は難しい状況です。
課題	<ul style="list-style-type: none">● 良好な農村環境や景観を維持・保全していくために、遊休農地や耕作放棄地、荒廃した山林の発生を抑制し、また発生したものを活用していく必要があります。● 有害鳥獣被害対策は、今後、イノシシやニホンジカの分布拡大や、ツキノワグマ等による人的被害の増加が予想されることから、計画的かつ効果的な対策を講じる必要があります。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 農村環境の保全

- ◇ 農村環境計画に基づいて、地域の生態系に配慮した農業・農村整備事業を推進します。
- ◇ 日本型直接支払（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）を活用し、適切に地域の農地が保全されるよう支援します。
- ◇ 遊休農地の把握に努めるとともに、遊休農地の有効利用について他地域の取組内容を紹介する等、指導を行います。

取組の方針2 有害鳥獣対策の推進

- ◇ 関係機関と連携して、地域の実情を踏まえた鳥獣被害対策を推進します。
- ◇ 有害鳥獣対策として、サルや今後分布拡大が予想されるイノシシ等の出没・被害状況を住民との連携や ICT の活用により把握するとともに、捕獲や電気柵等による計画的な被害の抑制・防除を推進します。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2029 年度)
遊休農地面積（農振農用地）	23.4ha	20.0ha
有害鳥獣による被害額	198 万円/年	150 万円/年

個別目標9 都市空間の整備

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな居住環境の形成を目指して、公園の整備を進めてきた結果、市内における1人当りの公園面積が都市公園法で掲げる目標に達したため、近年は公園の維持管理や点検を中心にを行っています。 ● 豊かな自然に親しむ市民の憩いの場を提供するため、全国植樹祭会場（胎内平周辺）や長池憩いの森公園、笹口浜臨海休養広場等の環境整備や維持管理を行っています。 ● 近年各地で発生する豪雨では、都市の排水能力を超え浸水被害が発生しています。 ● 県や関係機関と連携して風水害対策や土砂災害対策を実施しています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 約6割の市民が公共の広場や公園などの整備状況について不満を感じています。 ● 多くの市民が災害防止に向けた取組を今後重点的に進めるべきと回答しています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園法に掲げる公園面積の目標値達成に伴い、公園の質的向上を目的とした整備が中心になり、また、都市公園の指定範囲に一部変更があったため、市民一人当たりの公園面積は微減しています。 ● 洪水防止設備の整備等により、近年洪水や浸水による被害はありません。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民がより快適に感じるまちづくりを推進するために、公園遊具等の修繕及び利用促進や、広場や道路沿道への緑化を図る必要があります。 ● 近年増加する豪雨災害や土砂災害を想定し、被害を未然に防止する都市空間の整備が必要です。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 緑豊かな街並み景観の整備推進

- ◇ 緑を積極的に取り入れた公園や広場の整備を行います。
- ◇ 道路整備や新たな公共施設の整備に際しては、緑や街並み景観に配慮します。
- ◇ 市民による地域の緑化活動や緑を守る活動を支援するため、活動費の助成を検討します。

取組の方針2 すべての人にやさしい公共的空間の確保

- ◇ 公園のバリアフリー化を促進します。
- ◇ 地域住民と協力し、既存の公園の維持管理や施設の修繕、改良等を進めます。

取組の方針3 災害に強いまちづくり

- ◇ 公共施設における雨水浸透升・貯留タンクの設置や、浸透性塗装の道路施行など、雨水浸透対策や雨水の活用を推進します。
- ◇ 関係者と連携して山林の適正管理、防風林の育成や護岸の改修、河床の掘削等、災害防止に資する対策を計画的に取り組みます。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2029年度)
市民一人あたりの公園面積	10.6 m ²	12 m ²

個別目標10 歴史・文化の継承

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none">● 考古資料と天然記念物を中心に100件を超える国・県・市指定文化財があり、この文化財の保護と維持管理を行っています。● 奥山荘歴史館、黒川郷土文化伝習館、桃崎浜文化財収蔵庫等の施設で文化財をはじめとする歴史・文化資源の保存と公開を行ってきました。● 施設運営等を通じて文化財保護団体やボランティアガイドの育成に取り組んでいます。● 奥山荘城館遺跡等を中心に遺跡の発掘調査を行っており、指定を新たに受ける文化財が年間1件程度増えています。● 総合学習やふるさと体験学習等の機会に文化財関連施設を活用しています。
課題	<ul style="list-style-type: none">● 地域コミュニティの中心であり文化財を収蔵することも多い寺社仏閣が全国的に存続の危機を迎えているといわれており、文化財以外の歴史・文化資源についても保全・継承していく仕組み作りが必要です。● 無形文化財については、存続にむけて活動する団体はあるものの、全体として担い手は減少傾向にあり、対応が必要です。● 市内各地に多くの歴史・文化資源を有しており、これを保存・継承することで地域の歴史や文化を感じるまちづくりを推進することが求められています。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 歴史景観や分館財の保護と活用

- ◇ 歴史的建造物周辺や古い町並みの歴史景観の保全に取り組みます。
- ◇ 歴史景観を活かしたまちづくりを推進します。
- ◇ 史跡城の山古墳指定区域の整備基本計画の策定により、整備・活用・保存・管理に取り組みます。

取組の方針2 伝統文化の保存と継承

- ◇ 生涯学習や地域活性化の取組と連携して、伝統芸能や祭り等の行事を継承する団体等への新たな支援策を検討します。
- ◇ 学校との連携により、総合学習やふるさと体験学習のなかで、子どもが地域の歴史や伝統芸能に触れる機会を増やします。

基本目標4 地球環境を考え、その保全を考え貢献するまち ～地球環境～

個別目標12 地球温暖化対策の推進

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 近年、市内の温室効果ガスの排出量は減少傾向にありますが、国の掲げた削減目標を達成するためには、更なる削減対策が必要な状況です。 ● 市内の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは陸上・洋上風力発電を中心に高く、陸上風力発電の導入量及び発電量は県内他市町村と比較して非常に多くなっています。 ● 平成24年の固定価格買取制度（FIT）開始により、市内で大型の太陽光発電設備や陸上風力発電設備が設置され稼働しています。 ● 新潟県洋上風力発電導入研究会・地域部会が組織され、洋上風力発電の事業実施に向けた取組が進んでいます。 ● 省エネルギーの取組と再生可能エネルギーの利活用を推進するため、省エネ型設備等の導入や住宅用太陽光発電システムに対する補助を行ってきました。 ● 緑化や森林整備を通じて森林が持つ二酸化炭素吸収や緑のカーテンによる省エネ対策を図っています。 ● 住みよい郷土づくり協議会やボランティア団体等と連携し、市民や企業に対して地球温暖化対策の普及啓発を進めています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの市民・事業者が節電・省エネ行動を実践しています。 ● 市民の約2～4割が次世代自動車や太陽光発電設備、省エネルギー設備の導入を希望しています。 ● 市民・事業者ともに再生可能エネルギーの導入支援を今後重点的に進めるべき施策と回答しています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の事務・事業の遂行による温室効果ガス年間総排出量は減少しています。 ● 公用車の次世代自動車導入台数は増加していますが、目標値の達成には至っていません。 ● 公共施設の電力消費量は減少していますが、目標値の達成には至っていません。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の掲げた温室効果ガスの排出削減目標を達成するために、市民及び事業者の更なる協力が不可欠であり、削減方策を検討する必要があります。 ● 再生可能エネルギー施設の導入支援が求められており、風力を中心とした高い導入ポテンシャルを活かした再生可能エネルギー施設の導入を推進する必要があります。 ● 市民・事業者による省エネルギーを意識した行動を促進するため、費用の掛かる省エネルギー設備の購入に対する支援策や情報発信が求められます。 ● 庁舎、公共施設、学校等への太陽光・風力発電設備の導入の検討、道路・公園等への太陽電池・風力ハイブリッド照明灯の設置の検討、次世代自動車の導入促進を率先して取り組むことが重要です。 ● 再生可能エネルギー分野は、地球温暖化対策だけでなく、エネルギーの自給自足、雇用の創出といった地域経済にとってもプラスの効果が期待できることから、検討を進めていくことが必要です。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 温室効果ガス排出量の削減（緩和策）

- ◇ 公用車への電気自動車やハイブリッド車等の次世代自動車の導入を推進します。
- ◇ 森林の有する二酸化炭素吸収機能の強化を目的とした緑化や森林整備を支援します。
- ◇ 民間企業に対して RE100 の取組を推奨します。
- ◇ 脱炭素社会の形成に資する、省エネ行動や再生可能エネルギー由来の電力利用の拡充、緑化や森林整備等を通じてカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進します。

取組の方針2 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入及び利活用の促進

- ◇ 洋上風力発電事業の誘致に積極的に取り組みます。
- ◇ 現存の水力発電の安定運営を図るとともに、各種作成可能エネルギーの導入について検討します。
- ◇ 各府省庁の補助金や税制優遇をはじめとした再生可能エネルギーの導入推進に関する種々の支援施策及び制度について、市民・事業者への情報の配信を行います。
- ◇ 公共施設について、改修や更新にあわせた環境対策の実施、環境マネジメントシステムの導入等を検討します。
- ◇ 家庭や事業所に対し、創エネルギー・省エネルギー・断熱に優れ、住宅やビルの一次エネルギー消費を実質ゼロにする ZEH（Zero Energy House）や ZEB（Zero Energy Building）の普及促進を図ります。
- ◇ クールビズ・ウォームビズを継続して実施します。

取組の方針3 地球温暖化の適応策の推進

- ◇ 地球温暖化の影響で増加が予想される、豪雨災害や高温被害に対する適応策に関する情報を収集し、市民や事業者へ情報を提供します。
- ◇ 高温障害を軽減させるため、農林水産業者への技術支援等を行います。

取組の方針4 地球温暖化対策の推進体制の構築と普及啓発

- ◇ 自転車の利用促進、エコドライブの普及活動、電気自動車導入促進等の様々な対策について、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことができるネットワークを構築します。
- ◇ 省エネ・地球温暖化に関する意識調査を実施するとともに、連携・協働の仕組み作りを検討します。
- ◇ 各府省庁の補助金や税制優遇をはじめとした再生可能エネルギーの導入促進に関する種々の支援施策及び制度について、市民等への情報の配信を行います。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2029 年度)
温室効果ガス年間総排出量（市内全域）	331,057t-CO ₂	309,781t-CO ₂ ※1 (2030 年度)
温室効果ガス年間総排出量（事務・事業）	7,988 t-CO ₂	7,189.2 t-CO ₂ ※2
公共施設の電力消費量	11,401 千 kW	10,260.9 千 kW ※2

※1 令和 12（2030）年度に、平成 25（2013）年度比 26.0% 削減

※2 令和元年度定期報告値より 10%削減した数値

個別目標13 海洋汚染防止に向けた取組の推進

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none">● G20 大阪サミットにて、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が表明されました。● わが国でも大量のプラスチックごみの海洋流出が確認されています。● 海岸にはポイ捨てごみや漂着ごみが多く見られます。
課題	<ul style="list-style-type: none">● プラスチックごみ等による海洋汚染の実態について、多くの市民・事業者が認識し、海洋汚染の防止に向けた取組に参加・協力することが重要です。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 プラスチックごみの海洋流出防止対策の推進

◇ ポイ捨てされたプラスチックごみやプラスチックフィルムを使用した化学肥料の海洋への流出の実態把握に努めるとともに、市民団体や各自治会等と連携した監視体制の強化や発見された場合の再発防止に取り組みます。

取組の方針2 漂着ごみ対策における広域連携に向けた働きかけ

◇ 漂着物（処理困難物を含む）の発見時には、近隣市町村と連携し広域的に取り組みます。

個別目標14 国際的取組への協力

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none">● 国連により 2030 年に向けた環境・経済・社会についての国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、わが国でも SDGs の達成に向けた取組を推進しています。
課題	<ul style="list-style-type: none">● 持続可能な社会の形成に向けて、市民・事業者・行政のすべての人による SDGs 達成に向けた取組への参画が求められています。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 SDGsの達成に貢献する取組の推進

◇ 市民・事業者・行政の様々な取組について、SDGs の 17 の目標をもとに評価・改善を図り、持続可能な社会の形成に貢献します。

基本目標5 市民・事業者・市が協力し、環境保全を継承するまち ～参加行動～

個別目標15 協働体制の確立

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none">● 自然環境保護活動では企業との連携も行われています。● 住みよい郷土づくり協議会等の市民団体との連携により、河川環境パトロールや畜産環境パトロール、環境美化活動等が取り組まれています。● NPO 法人の認証手続きや申請の支援等を行っています。● NPO や各種団体等との連携を強化するための研修会の開催等に取り組んでいます。● 地域のコミュニティ組織を育成するため、まちづくり活動を始める際の資金面の支援や活動場所となる集会所の整備に対して助成しています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none">● 多くの事業者が市民・事業者・市の連携した環境保全活動に取り組みたいと回答しています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none">● 市は市民団体と各種イベントや福祉介護事業など数多くの行事を協働しており、市民団体との協働行事開催数は目標値を大きく上回っています。
課題	<ul style="list-style-type: none">● 市や市民が中心となる活動へ事業者が参画しやすい体制を整えることで、市民・事業者・市の協働した保全活動を推進する必要があります。● 既に活動している団体からは、人材や活動資金、協働のパートナー等の不足が課題としてあげられています。また、地域コミュニティの核となる自治会・集会では、人口減少や高齢化、加入率の低下等による組織力の低下が見られることもあり、市民協働を一層推進する環境づくりが必要となっています。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 各主体間における情報の共有

- ◇ ホームページなどを活用した情報の発信を行います。
- ◇ NPO 当が抱える人材不足や情報発信力不足といった課題の解決に寄与する研修会を開催する等の継続的な支援に取り組みます。

取組方針2 「住みよい郷土づくり協議会」等の市民団体との連携

- ◇ 「住みよい郷土づくり協議会」等の市民団体との連携により環境保全活動を実践します。
- ◇ 地域住民の地域に対する誇りや愛着が育まれるよう、自治会・集落行事の活性化や交流活動を促進します。

取組方針3 協働体制の基盤となる人材の育成

- ◇ 協働による取組を創出できるような人材育成を検討します。
- ◇ NPO と行政が協働により、地域課題の解決を図る取組を創出します。
- ◇ 人口減少社会においても自治会・集落の組織力を維持し、防災や福祉で共助が行われるよう、その基盤づくりを支援します。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2029 年度)
市と NPO 等との協働事業数 (年間)	50 件	60 件
事業者の地域の環境保全活動への参加割合	11%	25%

個別目標16 環境教育・環境学習の実施

(1) 現状と課題

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 胎内自然天文館や胎内昆虫の家等、市内には環境を学べる施設が多数あり、それぞれの施設で多様なイベントや学習・体験等の市民講座を企画・開催しています。
意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 約4割の市民が環境に関する講演会や講義などに積極的に参加しています。 ● 多くの市民が環境の大切さを理解し、次世代を担う子供に伝える行動をとっています。 ● 多くの事業者が行政の主催する環境講座等へ参加・協力しています。 ● 多くの市民・事業者が学校教育における環境学習の実施を今後重点的に進めるべき施策と回答しています。
取組評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 住みよい郷土づくり協議会と連携した講演会や研修を実施しています。 ● 本市の「緑の少年団」は県内第1号として発足しており、毎年10回程度の活動を行っています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育における環境学習の実施を求める声に応えるために、次世代を担う子どもたちへの環境学習を充実させる必要があります。 ● 高齢化が進む中で生涯学習のニーズや重要性が一層高まることが予想されるため、限られた人の活動から、だれでも気軽に参加できるものへと生涯学習の輪を広げていく必要があります。 ● 環境に関する講演や講座の開催数の増加に向けて、より多くの市民や事業者に参加してもらえるようなイベント等の企画や情報発信を行う必要があります。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 環境教育、環境学習の促進

- ◇ 小中学校における環境教育を推進します。
- ◇ 環境に関する豊かな知識をもった市民・事業者の自主的な活動をしたい人を募り、活動場所の紹介、仲間集めの助言、広報の手伝い等の支援を行います。

取組の方針2 生涯教育における環境学習の拡充

- ◇ 生涯学習の場を通じて、社会人を対象とした環境教育を推進します。
- ◇ 市内の企業やNPO等の団体と連携し、イベントや市民講座の魅力向上や対象年齢の拡大を図ります。

(3) 成果指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2029年度)
環境に関する講演会や講座、教室の開催数	1回/年	5回/年
学校で取り組む環境活動回数	回	回

個別目標17 環境情報の発信

(1) 現状と課題

現状分析	● 環境の保全に資する情報を整備しています。
意識調査	● 多くの市民が市のホームページや市報などを通じた環境情報の発信を求めています。 ● 多くの事業者が環境保全に関する情報提供を求めています。
課題	● 多くの市民や事業者からの環境情報の提供を求める声に応えるため、環境保全に関する多様な情報発信を行う必要があります。 ● SNSをはじめとする ICT の活用により手軽に広く情報を発信できるようになったことを活かして、情報発信に積極的に取り組むことが必要です。

(2) 市の具体的な取組

取組の方針1 環境に関する情報提供と意識啓発

- ◇ 環境の保全や環境活動に関する先進的な取組を紹介します。
- ◇ 市民や事業者の求める環境情報の把握に努めるとともに、適切な情報発信を行います。

4-2 市民における環境配慮指針

基本目標1 水と緑に恵まれた自然と共生するまち ～自然環境～

個別目標1 白砂青松・自然公園の保全
◇ 地域ぐるみで松林下草刈り等の活動を行います。 ◇ 海岸清掃等の海岸美化活動に積極的に参加します。
個別目標2 森林整備と植生の保全
◇ 森林の持つ環境保全機能について理解し、整備活動及び保全保護対策に協力します。 ◇ 間伐等の地元産木材を用いた製品を積極的に購入・使用します。 ◇ 市民ボランティア等を通じて森林整備活動に積極的に参加します。
個別目標3 水辺環境の保全
◇ 河川への不法投棄を許さず、見かけた場合は、区長や市役所と連絡を取り合います。 ◇ 堤防の草刈りや清掃活動に積極的に参加します。 ◇ イバラトミヨなど湧水に生息する貴重な動植物の保護保全に協力します。
個別目標4 野生動植物との共生
◇ 貴重な野生動植物を捕獲・採取しません。 ◇ 外来種を捨てたり、持ち込むなどの移入を行いません。 ◇ 身のまわりに見かけない外来種が移入していないか注視します。 ◇ 登山や海水浴の際には、高山植物や海浜植物の踏み荒らしがないように注意します。

基本目標2 よどみなく美しい環境を守り育てるまち ～生活環境～

個別目標5 環境公害の監視・対応
◇ 日常生活において、悪臭発生防止に配慮します。 ◇ 事務所からの悪臭等を感じた場合は、速やかに区長や市役所と連絡を取り合います。 ◇ 食用油や食べ残しなどを排水溝に流しません。 ◇ 灯油などの漏えいによる家庭からの流出がないように注意します。 ◇ 公共下水道等への接続を積極的に行います。 ◇ 土壌汚染の発生防止に取り組む必要性に関する理解を深めます。 ◇ 地下水の過剰な汲み上げは行いません。 ◇ 農薬、化学肥料は適正使用し、減量に努めます。 ◇ 家庭からの近隣騒音・振動の発生を防止します。
個別目標6 環境美化の推進
◇ 不法投棄を許さず、そのような行為を見かけた場合には、区長や市役所と連絡を取り合い、防止対策に協力します。 ◇ ペットボトルや空き缶のポイ捨てなどを行わず、行わせず、地域ぐるみでごみの散乱防止に取り組んでいきます。 ◇ 自己が所有する空き地・空き家等の財産の適正管理に努めます。 ◇ 美化活動に積極的に参加します。 ◇ ペットの飼育マナーを守り、適切な飼育をします。

個別目標 7 循環型地域社会の形成促進

- ◇ 「もったいない」の精神で、物を大切にし、ごみの減量化に努めます。
- ◇ ごみの分別を徹底します。
- ◇ 資源リサイクルに努めます。
- ◇ ごみ処理やりサイクルについて学びます。
- ◇ 食品の消費期限切れや外食で食べられない量の注文をしないように気を付けることで、フードロスの発生抑制に努めます。

基本目標3 快速で安全・安心な生活が送れるまち ～社会環境～

個別目標 8 農村環境の保全

- ◇ 耕作放棄地や空き地・空き家の荒廃による被害がでないよう注視します。
- ◇ 有害鳥獣の実態を理解し、農作物等への被害が発生した場合には市へ連絡するなど、対策に協力します。

個別目標 9 都市空間の整備

- ◇ 住民及びその周辺景観を大切にし、緑化などの環境美化に努めます。
- ◇ プランターや花壇等による身近にできる緑化を実行します。
- ◇ 雨水浸透升・貯留タンクの設置など、身近に実行できる雨水浸透対策や雨水の活用に協力します。

個別目標 10 歴史・文化の継承

- ◇ 地域の歴史や文化を積極的に学び、歴史・文化遺産を大切にします。

基本目標4 地球環境を考え、その保全を考え貢献するまち ～地球環境～

個別目標 11 地球温暖化対策の推進

- ◇ 地球温暖化防止に貢献するために家庭でできる節電等の省エネ活動を実践し、また太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入の検討を行います。
- ◇ 国が推進する「COOL CHOICE」や HEMS、ZEH の取組、地産地消に関する取組の情報を積極的に収集し、実践に努めます。

個別目標 12 海洋汚染防止に向けた取組の推進

- ◇ 廃棄物の海洋投棄は行いません。
- ◇ 国籍不明の漂着物を発見した場合、速やかに通報します。

個別目標 13 国際的取組への協力

- ◇ SDGs に関して市や各種団体等が発信する情報を注視し、持続可能な社会の形成に向け、身近に取り組めることから協力します。

基本目標5 市民・事業者・市が協力し、環境保全を継承するまち ～参加行動～

個別目標 1 4 協働体制の確立
◇地域の構成員であることを自覚し、地域の環境保全に資する取組を事業者及び行政と協働して行います。 ◇市民の立場から「住みよい郷土づくり協議会」等へ参画し、積極的に発言し、行動します。
個別目標 1 5 環境教育・環境学習の実施
◇環境の大切さを大人が理解し、その意義を次世代を担う子どもたちに伝えていきます。 ◇環境に関する講演会や講座などに積極的に参加します。 ◇緑の少年団などによる枝打ち体験などの森林整備に積極的に参加します。
個別目標 1 6 環境情報の発信
◇市や各種団体等が提供する環境に関する情報の収集に努めます。

4-3 事業者における環境配慮指針

基本目標1 水と緑に恵まれた自然と共生するまち ～自然環境～

個別目標1 白砂青松・自然公園の保全
◇ 海岸清掃等の海岸美化活動に積極的に参加します。 ◇ 施設建設などに際しては、生態系や景観に配慮します。
個別目標2 森林整備と植生の保全
◇ 森林整備活動における担い手の育成に積極的に取り組みます。 ◇ 「企業の森」による森林整備の取組を拡大、促進します。 ◇ 市産材、間伐材を用いた製品の開発など、利活用方法を検討します。 ◇ 事業活動において間伐材を用いた製品を積極的に取り入れます。 ◇ 森林整備活動に積極的に参加します。 ◇ 森林の持つ環境保全機能を理解し、保護対策に協力します。
個別目標3 水辺環境の保全
◇ 河川への不法投棄を許さず、見かけた場合は、関係機関と連絡を取り合います。 ◇ 事業用排水路及びその周辺的环境美化に努めます。 ◇ 堤防の草刈りや清掃活動に積極的に参加します。 ◇ イバラトミヨなど湧水に生息する貴重な動植物の保護保全に協力します。
個別目標4 野生動植物との共生
◇ 貴重な野生動植物を捕獲・採取しません。 ◇ 開発や造成等に際し、野生動植物の生息・生育環境に配慮します。

基本目標2 よどみなく美しい環境を守り育てるまち ～生活環境～

個別目標5 大気環境の保全
◇ 事業活動に伴う大気汚染物質の排出基準を遵守します。 ◇ 事業活動において、悪臭の発生抑制に努め、悪臭に関する規制基準を遵守します。 ◇ 事業活動による排水対策や汚水の適正処理に努め、汚れた水を流さないようにします。 ◇ ボイラー等を使用する事業者は、重油その他の燃料用油の漏出防止に努めます。 ◇ 有害化学物質を取り扱う事業者は、PRTR法等に従い、これを適正に運搬・貯蔵・使用します。 ◇ 工業排水に関して、排水処理設備の整備等により排水基準を遵守します。 ◇ 排水基準等を遵守するだけにとどまらず、有害物質を適正に取り扱い、土壌汚染や地下水汚染を未然に防ぎます。 ◇ 地下水の過剰な汲み上げは行いません。 ◇ 農業において、農薬や化学肥料の使用量をできるだけ少なくします。 ◇ 事業活動に伴い発生する騒音・振動について、規制基準を遵守し、環境ストレスも生じないよう配慮します。

個別目標 6 環境美化の推進

- ◇ 不法投棄を許さず、そのような行為を見かけた場合には、区長や市役所と連絡を取り合います。
- ◇ 事業所周辺の清掃活動を実施します。
- ◇ 企業ごとの美化活動を企画します。
- ◇ プラスチックの使用を削減するため、ワンウェイの容器及び包装製品は再生可能な資源への代替を進めます。

個別目標 7 循環型地域社会の形成促進

- ◇ 廃棄物の減量及び再利用に努めます。
- ◇ 一般廃棄物、産業廃棄物の再資源化（リサイクル）を推進します。
- ◇ 事業所から排出される産業廃棄物の適正処理に努めます。
- ◇ 各種リサイクル法を遵守します。
- ◇ 食品を扱う事業者は、フードロスがでないような食品管理に努めます。

基本目標 3 快速で安全・安心な生活が送れるまち ～社会環境～

個別目標 8 農村環境の保全

- ◇ 遊休農地の有効利用を図っていきます。
- ◇ 有害鳥獣の実態を理解し、対策に協力します。

個別目標 9 都市空間の整備

- ◇ 開発に伴う緑地の確保に関する基準を遵守します。
- ◇ 事業所及びその周辺の景観を大切にし、緑化などの環境美化に努めます。
- ◇ 事業所における雨水浸透対策や雨水の活用に協力します。

個別目標 10 歴史・文化の継承

- ◇ 事業所・店舗などを建設する際には、周囲の歴史景観に配慮します。
- ◇ 開発の際に埋蔵文化財が出現した場合には、速やかに市へ連絡し、その調査・保存に協力します。

基本目標4 地球環境を考え、その保全を考え貢献するまち ～地球環境～

個別目標 1 1 地球温暖化対策の推進	<p>◇ 温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けた取組について、理解を深めるとともに、取組の実施を検討します。</p> <p>事業所のカーボンニュートラルの実現に向けた取組は、段階的に分類されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自社のエネルギー・温室効果ガス使用量を把握する。 2. 従業員による省エネ活動（節電、クール・ウォームビズなど） 2. 自然エネルギーの力を最大限に利用する建築技術・手法の利用（日射遮蔽、昼光利用など） 3. エネルギーを無駄なく使用する技術の利用（高効率照明・空調、省エネ診断など） 4. 使う電気を自然エネルギー由来の電気に切り替える：太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入、RE30の電気の購入など 5. 環境価値の購入（どうしても排出してしまうCO₂には森林のCO₂吸収機能を活用する。：J-クレジット、グリーン電力証書、非化石証書の購入） <p>◇ 国が推進する「COOL CHOICE」やBEMS、ZEBの取組、地産地消に関する取組の情報を積極的に収集し、実践に努めます。</p> <p>◇ 電気自動車やハイブリッド自動車といった次世代自動車を積極的に導入します。</p> <p>◇ 森林の有する二酸化炭素吸収機能の強化目的とした緑化や森林整備に協力します。</p>
個別目標 1 2 海洋汚染防止に向けた取組の推進	<p>◇ 廃棄物の海洋投棄は行いません。</p> <p>◇ 国籍不明の漂着物を発見した場合、速やかに通報します。</p>
個別目標 1 3 国際的取組への協力	<p>◇ SDGsに関して市や各種団体等が発信する情報を注視し、持続可能な社会の形成に向け、身近に取り組めることから協力します。</p>

基本目標5 市民・事業者・市が協力し、環境保全を継承するまち ～参加行動～

個別目標 1 4 協働体制の確立	<p>◇ 企業の社会的責任を自覚し、地域の環境保全に資する取組を事業者及び行政と協働して行います。</p> <p>◇ 事業者の立場から「住みよい郷土づくり協議会」等へ参画し、積極的に発言し、行動します。</p>
個別目標 1 5 環境教育・環境学習の実施	<p>◇ 市民及び行政に対して工場見学等により、企業としての環境保全の取組を伝え、相互の信頼関係を構築していきます。</p> <p>◇ 環境マネジメントシステムの認証を得ていない事業者は、認証取得を目指した勉強会を開催します。</p> <p>◇ 従業員を環境に関する講演会や講座などに積極的に参加させます。</p>
個別目標 1 6 環境情報の発信	<p>◇ 市や各種団体等が提供する環境に関する情報の収集に努めます。</p>

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民、事業者、市が、それぞれ創意工夫し、お互いに連携しながら効率的かつ確実に推進していくことが必要です。このため、以下のような推進体制をとり、計画の効果的な推進を図ります。

2. 推進管理の手法

本計画の着実な推進を図るために、目標の達成状況や施策の実施状況等について、環境マネジメントシステムの考え方にに基づき、PDCA サイクル「Plan (計画) — Do (実行) — Check (点検) — Action (見直し)」を基本とし、繰り返すことで進行管理を行います。

特に、環境施策の実効性を高めるには、施策を計画的に推進していくことが重要であり、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応できるように、その動向により計画の見直しを必要に応じて行います。

このため、具体的な実行計画などは概ね5年毎に点検評価し、検証するとともに、事業実施に反映していきます。

なお、事業の進捗状況や計画の検証は市民へ効果するとともに、環境審議会の方を通じて意見聴取を行います。

3. 年次報告書の作成・公表

本計画の進行管理に当たっては、環境審議会において、計画の推進に関する意見を求めるとともに、環境目標の達成状況や施策の実施状況等について調査し、年次報告書として整理・報告します。